

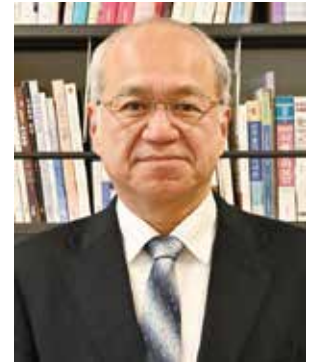
語りつぐ 平和へのねがい



<目 次>

ごあいさつ	1
基本理念	2
開館に至るまでの経緯・ 平和の燈	3
展示事業	4
調査資料収集事業	6
平和学習支援事業	8
普及啓発事業	10
ボランティア活動 支援事業	10
施設概要	11
平和祈念館の設置および 管理に関する条例	12
利用案内・アクセス	13





ごあいさつ

滋賀県平和祈念館 館長 朝倉 敏夫

滋賀県平和祈念館は、平成24年3月に、「語りつぐ 平和へのねがい」を指針として、県民のみなさまの大きな期待を担って開館しました。

本祈念館の第一の使命は、県民のみなさまから寄せられた数多くの資料やその価値を、次の時代につないでゆくことです。先の大戦が年々遠い過去のできごとになりつつありますが、戦争は今日もかたちを変えて、依然としてわたしたちの生活に入りこんできます。その意味では、先の戦争を知らない世代の人たちが、戦争体験者の資料や語りをとおして、戦争で亡くなった人びとやその家族に思いをいたし、みずからの生活をふり返ることはとても大切なことだと思います。

本祈念館は、こうした使命を実現するために、県民のみなさまの学習活動や創作活動を支援する、さまざまな事業を実施しています。

戦争体験者の高齢化や減少および平和学習へのニーズの高まりなどの社会情勢の変化により、本祈念館の担うべき役割はさらに重要になっています。こうした時代に適合した平和祈念館となるため、展示の魅力向上、機能の充実を図り、戦争体験者証言や館蔵資料などの貴重な「モノと記憶」をデジタルアーカイブ化するなど、県民のみなさまに満足していただき、平和の意識を醸成する場となるよう、日々努めております。

どんな小さなきっかけでもよい、滋賀県平和祈念館においでになり、平和で安全な社会の実現に向けて、一歩あゆみをすすめてみませんか。

基本理念

滋賀県平和祈念館は、次の三つを基本理念としています。

第一は、「モノと記憶の継承」です。

戦後80年が経過し、戦後生まれが9割にせまる今日、戦争の記憶は日に日に薄れつつあります。滋賀県では、平成5年から、県民の戦争体験とそれにまつわる当時の資料を収集してきました。これらの貴重な資料や当時の体験談を通して、戦争体験者それぞれのおもいや平和への願いを次世代へと伝え、継いでいきます。

第二は、「自らできることのきっかけづくり」です。

戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、理解を深めるためには、個々人の主体的、意識的な学習と行動が必要となってきます。当館では、資料と多様な学習プログラムを組み合わせることで、県民のみなさんが、戦争と平和について考え、平和へのおもいを深めるきっかけになることを目指します。

第三は、「県民参加型の運営」です。

幅広い県民が参加し、展示をはじめさまざまな館の活動をととして、新たな人と人とのつながりが生まれ、今からできることや未来に向けた新たな行動が生まれることを目指します。

■開館に至るまでの経緯

- 昭和59年（1984年） この頃から断続的に、平和関連施設の意見が県議会に出される
- 平成 3年（1991年） 平和祈念館（仮称）調査費が認められ、基本構想を策定
- 平成 5年（1993年） 戦争体験者から資料、情報等の収集を開始
- 平成 7年（1995年） 戦後50年を記念して、平和祈念展を開催
- 平成12年（2000年） マスタープランを策定
- 平成14年（2002年） 施設整備をすすめるため、平和祈念展を開催
- 平成16年（2004年） 12月定例会において、八日市市（現在の東近江市）を建設予定地とすることを表明
- 平成19年（2007年） 平和祈念館（仮称）あり方検討委員会が設置され、12月同委員会調査報告書が提出される
- 平成21年（2009年） 2月定例会において、東近江市の既存施設を活用して整備することを表明
- 平成22年（2010年） 1月、東近江市から、候補施設として「東近江市愛東支所」が推薦される
8月、「東近江市愛東支所」を活用した平和祈念館（仮称）整備プランを決定
10月から翌年3月まで、改修工事設計業務および展示設計業務を実施
- 平成23年（2011年） 12月、滋賀県平和祈念館の設置および管理に関する条例公布
- 平成24年（2012年） 2月、改修工事完了
3月、滋賀県平和祈念館開館

■平和の燈（ともしび）

20世紀が終わる2000年（平成12年）の大晦日に、21世紀が“平和の世紀”になることを願って、戦没者遺族が県内各地の火を集め、「平和の燈」としました。当館の開館を記念して、地元の東近江市愛東地域の子どもたちが平和への願いをこめて火をおこしました。

当館では、平和への願いがこめられたこれらの火を集めて、「平和の燈」として館内でともしています。



I 展示事業

I 基本展示

基本展示は、かつて滋賀県民が経験した15年にわたる戦争について、県民と戦争の関わりや地域における戦争の影響などを様々な視点から紹介しています。

「地域展示」コーナーでは、市町ごとに当時の人口や戦没者数、軍事施設、主な軍需工場、空襲被害、集団学童疎開の受入れなどをパネルや床面の滋賀県航空写真で知ることができます。

「滋賀県と戦争」コーナーでは、滋賀県にゆかりのある方々から寄贈いただいた戦争体験談や資料によって、県民が体験した戦争の記憶や記録を知ることができます。戦場から家族を想う気持ちや空襲で親しい人を亡くした人の悲しみ、滋賀県へ疎開してきた子どもたちの生活、戦後に戦地から故郷に帰り着いた人びとのおもい、帰らぬ家族を待ち続けた人たちのおもいなど、忘れてはいけない平和への願いを紹介しています。

スマートフォンの無料アプリ「ポケット学芸員」を利用していただくことにより、日本語と英語の音声ガイドをお聞きいただくこともできます。



地域展示



滋賀県と戦争

II 企画展示

滋賀県にゆかりのある人たちから寄贈された約6万点の収蔵資料と戦争体験談を戦争に関わる様々な視点で切り取り、ストーリーを持った展示として紹介しています。年2回程度の展示替えによって、アジア・太平洋地域で多くの県民が犠牲となった戦場の様子や、子どもたちや女性たちが経験した戦時中の暮らし、滋賀での戦争とその傷跡など、県民が巻き込まれた戦争について様々な角度から学ぶことができます。



企画展示

Ⅲ 地域交流室

地域交流室では、企画展示とは違った視点から戦争を取り上げる展示を行っています。また、子どもたちが実際に^{はいのう}背嚢を背負ったりできる「戦時中の体験」コーナーを設けたり、小・中学生が作成した学習成果物や、ピースメッセージを展示する「子どもたちの足跡展」などを開催しています。



Ⅳ 収蔵展示

県民の皆様からご寄贈いただいた資料や調査によってわかったことを紹介しています。



Ⅴ その他の展示

これまでの企画展示で紹介したパネルや実物資料をもとに、地域に出かけて行き、地域に関する体験談や実物資料を紹介しています。



Ⅵ 図書・映像コーナー

来館者自らが平和や戦争について、より深く学ぶための絵本や児童書、概説書、コミックを読むことができます。また、当館が制作した映像資料なども視聴できます。

調査資料収集事業

滋賀県では、平成5年（1993年）から、戦争体験とそれらにまつわる資料を収集してきました。これまでに、戦争体験談や戦時にまつわる情報提供者は、2,400名以上、寄贈資料数は、約6万点にのぼります。

県民の戦争体験を風化させないためにも、当館では、体験談を記録として保管します。また寄贈資料は、撮影、登録を経て、収蔵庫にて適切に保存しています。

これらの戦争体験談や寄贈資料は、館内外での展示などによる紹介だけでなく、データベースとして活用できるよう整備を進めています。

I 戦争体験談の聞き取り

当館では、滋賀県にゆかりのある方々の戦争体験談を収集してきました。戦争体験者の高齢化がすすむ中、お一人でも多くの方の体験談を残すとともに、次世代へつないでいくためにデジタル化の整備を進めています。

（1）聞き取りをする

当館では、調査員が戦争体験者から当時のお話を伺います。調査員が質問をしながら、当時の体験を聞き取ります。当時の資料を見ながらお話を伺うこともあります。



聞き取り調査の様子

（2）記録する

戦争体験者からお聞きしたお話は、当時の様子を知る貴重な情報です。ありのままを文章に書き起こし、必要に応じて、体験者のお話を補完する説明を付けます。

（3）保管する

文章にしたお話は、お話しいただいたご本人に内容を確認していただいた上で、完成となります。

完成した文章は、調査票として展示や研究、平和学習等で活用するために保管します。



これまでの調査票
(デジタルデータとしても保管)

II 資料の収集・保管

当館では、滋賀県にゆかりのある方の戦争当時の資料のほか、戦時中の滋賀県の資料も収集してきました。ほとんどが県民のみなさまがご家庭で長く保管されてきたものです。収蔵資料を後世に伝え、活用していくためにも、適切な保存作業を継続的に行っています。

(1) 収蔵庫

収蔵資料は、当時着用していた衣服から日記や手紙等、軍隊に関する資料など多岐にわたります。クリーニングと燻蒸を終えたこれらの資料は、後世へ伝えていくために、収蔵庫にて虫、かび等による被害を防ぐため、出来る限りの対策をとって保存しています。

(2) 資料の登録と活用

収集してきた資料は、資料の調査、撮影と登録を経て、当館の収蔵資料となります。収蔵資料は、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝える実物資料です。



I 平和学習支援事業

I 学校への支援

(1) 来館学習

平和学習支援担当による平和学習と、展示見学をセットにした学習プログラムです。戦時中の滋賀県の様子について、教科書では学ぶことができない身近な戦争体験を学ぶことができます。



(2) 出前講座

平和学習支援担当が学校へ出向き、平和学習を実施するプログラムです。戦時中の滋賀県内の写真や実物資料を使いながら、当時の様子をわかりやすく授業します。



II 地域への支援

地域の方々に平和学習や展示説明を行っています。また、公民館やコミュニティーセンターでの出前講座や人権学習、教職員やPTAの研修、写真パネル・視聴覚資料の貸し出しなど地域での平和学習活動を支援しています。



出前講座（戦時中の実物資料にふれることができます）



来館学習（ボランティアグループによる紙芝居）

Ⅲ 実物資料・平和学習教材の貸出

(1) 映像DVD

戦争体験者の証言を中心に、当時の時代背景や戦時のできごとなどを補足して編集した「戦争証言」、県内に残る戦争遺跡を地域別に編集した「滋賀に残る戦争遺跡」があります。

(2) 実物資料

千人針や臨時召集令状、出征たすきなどをまとめた実物資料13点（一部複製を含む）や、小学校国語科学習教材「一つの花」等を活用できるように組んだ実物資料8点もあります。



(3) 貸出パネルセット

県民のみなさんから提供された資料・情報等を活用して、作成したパネルセットです。



Ⅳ 戦争体験者証言映像

戦争体験者の体験談を記録・保存するとともに、広く県民に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるための映像教材です。平成26年から毎年、4人から6人程度の体験談を1本の映像教材にまとめて当館で企画・制作しています。これらの作品は当館での上映・視聴のほか、希望者への貸出も行っています。また、当館ホームページやYouTubeでもご覧になることができます。



Ⅴ 滋賀に残る戦争遺跡映像

滋賀県内に今も残る戦争遺跡を撮影し、映像として記録・保存するとともに、広く県民に戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えるための映像資料です。県内を3つの地域に分け、戦争遺跡の解説を加えています。「湖北・湖西編」、「湖南編」、「湖東編」があり、希望者への貸出も行っています。また、当館ホームページやYouTubeでもご覧になることができます。



普及啓発事業

有識者による平和教養講座や大人のための歴史教室、戦争や平和などをテーマにした映画上映会、子ども向けの体験型平和学習「平和の学校あかり」、戦跡を訪ねるフィールドワーク、小中学生が平和へのおもいを絵で伝えるピースメッセージ絵画コンクールなどを実施しています。



フィールドワーク



ピースメッセージ絵画コンクール

ボランティア活動支援事業

開館時から、多くのボランティアの方に当館の活動にご協力をいただいています。現在、幅広い世代の方が登録され、来館者案内グループ、戦時食再現グループ、演劇グループ、手紙等解読グループ、PR活動グループ、戦争体験聞き取りグループ、大凧づくりグループ、館イベント補助グループ、語り部・語り継ぎ部グループ、写真週報読み解きグループ、平和塾・つながり人グループで活動されています。『利用者と館をつなぐかけ橋』の役割を担っていただくことを期待し、当館はそのためのサポートを行っています。



来館者案内グループ



戦時食再現グループ

施設概要

●所在地 滋賀県東近江市下中野町431番地

●開館年月日 平成24年3月17日

●建築概要

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

敷地面積 2,864.00㎡

延床面積 3,115.45㎡（1階 1,759.03㎡ 2階 1,356.42㎡）

●平面図



- | | | |
|----|-----------|-----------------------------|
| 1階 | ●地域交流室 | 県内小中学生の学習成果展などに利用しています。 |
| | ●ガイダンス室 | 絵画の展示など多目的に利用しています。 |
| | ●休憩室・授乳室 | 畳敷きやびわ湖材の木製ベンチで休憩することができます。 |
| 2階 | ●研修室・多目的室 | 学校や団体の平和学習などに利用しています。 |

滋賀県平和祈念館の設置および管理に関する条例

平成23年滋賀県条例第48号

(設 置)

第1条 県民に戦争の悲惨さおよび平和の尊さを伝えることにより、平和を願う豊かな心を育み、もって平和な社会の発展に資するため、滋賀県平和祈念館（以下「平和祈念館」という。）を東近江市下中野町に設置する。

(業 務)

第2条 平和祈念館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県民の戦争に関する体験の記録その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「資料」という。）を収集し、保管し、展示し、および利用に供すること。
- (2) 平和を願う豊かな心を育むために必要な普及啓発を行うこと。
- (3) その他平和祈念館の設置の目的を達成するために必要な業務

(開館時間等)

第3条 平和祈念館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 平和祈念館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日および火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合を除く。）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(特別観覧の許可)

第4条 平和祈念館が保管する資料の熟覧、模写、模造、撮影その他の利用（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 平和祈念館における秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 資料または平和祈念館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他特別観覧を許可することが適当でないと認められるとき。

3 知事は、第1項の規定による許可をする場合においては、資料または平和祈念館の管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

(特別観覧の許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可を取り消し、または特別観覧を制限し、もしくは特別観覧の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「特別観覧者」という。）が詐欺その他不正の行為によって同項の許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 特別観覧者がこの条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 特別観覧者が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 当該許可に係る資料が災害その他の事故により特別観覧に堪えなくなったとき。
- (6) その他知事が特に必要と認めたとき。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第2条第1号（資料の展示および利用に係る部分に限る。）および第4条の規定は、同月17日から施行する。

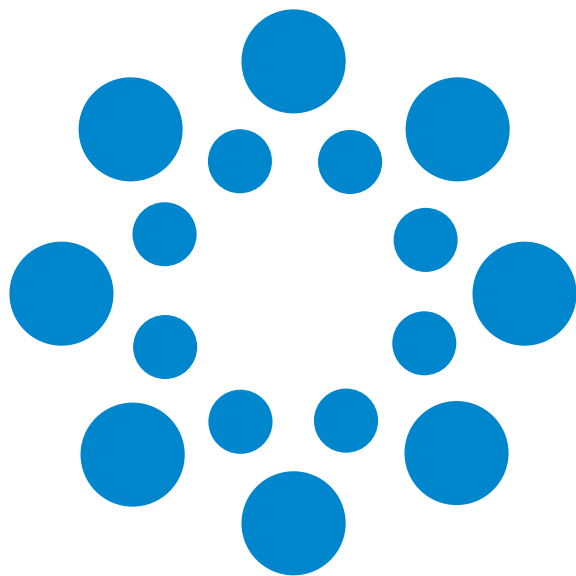
利用案内

- 入館料／無料
- 開館時間／午前9時30分～午後5時（入館は、午後4時30分まで）
- 休館日／月・火曜日（祝日にあたる場合は開館）、年末年始
※その他、業務の都合により休館する場合があります。
- 駐車場／約50台（無料）

アクセス



- 車でお越しの場合
京都・大阪方面から・・・名神高速道路「八日市IC」で下り、約10分
名古屋方面から・・・名神高速道路「湖東三山スマートIC (ETC専用)」で下り、約10分
- 公共交通機関を利用される場合
JR琵琶湖線 彦根駅または近江八幡駅で乗り換え、近江鉄道八日市駅からバスで約20分、
「愛東支所・診療所前」下車すぐ



滋賀県平和祈念館シンボルマーク

平和を願う県民一人ひとりの想いが大きくなり広がっていくイメージを表している。

また、大きな円は大人、小さな円は子どもを表し、

大人から子どもへと平和への想いが受け継がれていくことを表現している。

色は、琵琶湖の美しい水の色を表現した「琵琶湖ブルー」。



滋賀県平和祈念館

〒527-0157 滋賀県東近江市下中野町 431 番地
TEL : 0749-46-0300 FAX : 0749-46-0350
E-mail : heiwa@pref.shiga.lg.jp



HP